

水質検査結果の概要（令和3年度）

1 水質基準項目等検査

各配水系統の配水管の末端になる地点を選び、水道法に定められている検査を実施しました。各検査の概要は次のとおりです。

（1）毎日検査（色、濁り、残留塩素）

給水栓水について、1日1回色及び濁り並びに消毒の残留効果について検査を実施しました。

検査結果は全て異常ありませんでした。

（2）水質基準項目検査（51項目）

「水質基準に関する省令」で規定された水道水質の基準となる項目です。水道水は全51項目において、この基準に適合していなければなりません。

浄水場出口及び給水栓水について、検査結果は全て基準に適合していました。

（3）水質管理目標設定項目検査（27項目）

水質基準項目の他に、水道水質管理上留意すべきとして設定されている項目です。

鳥取市水道局では消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素とその分解物である亜塩素酸を除いた25項目の検査を行いました。

検査結果はおおむね目標値を達成していました。

2 指標菌及びクリプトスポリジウム等検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、検査を実施しました。

指標菌は検出されましたが、クリプトスポリジウム及びジアルジアは検出されませんでした。各検査の概要は次のとおりです。

（1）指標菌検査

指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）は、水道原水の糞便による汚染の指標となります。

各浄水場・水源地の原水で、ろ過設備の有無・水源の種類等に鑑みて年4回から月1回の頻度で実施しました。

（2）クリプトスポリジウム及びジアルジア検査

クリプトスポリジウム及びジアルジアは、塩素による殺菌が困難な耐塩素性病原生物です。

各浄水場・水源地の原水で、過去の指標菌の検出状況・ろ過設備の有無等に鑑みて年2回から月1回の頻度で実施しました。